

## 奈良県人事委員会訓令第二号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

第九条中「及び配布並びに発送」を「配布、発送、編さん及び保存」に改める。  
別表第一第八号中「第二十一条」を「第十九条第四項及び第二十一条第二項」に改め、「除く。」の下に「並びに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和四十六年四月一日付け奈人委第四号 各任命権者あて 奈良県人事委員会委員長通知）の規定による人事委員会の事務（同通知第三十五条関係第九項の規定による昇給区分の決定の協議、同条関係第十四項の規定による職員の区分の承認及び同条関係第十八項の規定による昇給区分の決定基準の承認に関するものを除く。）」を加え、同表中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第二十四条、第二十五条及び第二十七号」を「第二十五条、第二十六条及び第二十八条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に、「第四十九条」を「第五十二条」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表中第十九号を第二十号とし、同表第十八号中「第九条第五号の規定による職への昇任に関すること並びに」を削り、「第三十条から第三十四条までの規定による名簿の変更、訂正又は」を「第三十条及び第三十一条の規定による採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿からの削除に関すること並びに第三十二条の規定による採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿への復活に関すること並びに第三十三条の規定による採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の訂正に関すること並びに第三十四条の規定による採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の」に改め、「から第三十八条まで」を削り、「名簿の提示」を「採用候補者又は昇任候補者の提示」に改め、同号を同表第十九号とし、同表中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号まで一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 管理職手当に関する規則の運用について（平成九年三月三十一日付け奈人委第三百十五号 各任命権者あて 奈良県人事委員会委員長通知）第五項ただし書の

規定による学校長の指定の承認に関すること。

別表第一に次の一号を加える。

二十八 要綱等に関すること。